

監査対象機関	監査対象期間	監査執行年月日
警察署		
熊本北警察署	"	平成 14 年 2 月 14 日
熊本南警察署	"	平成 14 年 2 月 7 日
熊本東警察署	"	平成 14 年 2 月 1 日
玉名警察署	"	平成 14 年 2 月 14 日
荒尾警察署	"	平成 14 年 1 月 21 日
山鹿警察署	"	平成 14 年 2 月 13 日
菊池警察署	"	平成 14 年 2 月 13 日
大津警察署	"	平成 14 年 1 月 21 日
小国警察署	"	平成 14 年 1 月 25 日
一の宮警察署	"	平成 14 年 1 月 23 日
高森警察署	"	平成 14 年 1 月 31 日
御船警察署	"	平成 14 年 1 月 25 日
矢部警察署	"	平成 14 年 1 月 30 日
松橋警察署	"	平成 14 年 1 月 30 日
八代警察署	"	平成 14 年 1 月 24 日
宮原警察署	"	平成 14 年 1 月 31 日
芦北警察署	"	平成 14 年 2 月 8 日
水俣警察署	"	平成 14 年 2 月 7 日
人吉警察署	"	平成 14 年 2 月 5 日
多良木警察署	"	平成 14 年 2 月 4 日
本渡警察署	"	平成 14 年 2 月 5 日
大矢野警察署	"	平成 14 年 2 月 1 日
牛深警察署	"	平成 14 年 2 月 4 日

2 監査の主眼

今回の監査は、知事部局 2 5 出先機関、教育委員会 8 2 出先機関、警察署 2 3 署を対象に、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性について、次の事項に主眼をおいて実施した。

- (1) 収入調定は適正に行われているか。
- (2) 収入未済が防止出来るような体制になっているか。また、収入未済の解消に努めているか。
- (3) 支出関係の事務は適正に行われているか。
- (4) 予算の効率的執行は図られているか。
- (5) 各種の契約事務は適正に行われているか。
- (6) 工事は適切に実施されているか。
- (7) 物品の取得、管理は適正に行われているか。

- (8) 財産の取得、管理は適正に行われているか。
- (9) 行政目的を効果的に達成する体制となっているか。
- (10) 現金収入事務をチェック出来る体制になっているか。
- (11) 公文書の管理は適正か。
- (12) 現金領収書の発行は適正か。

3 監査の結果

○ 報告公表事項

監査において、是正又は改善を要する事項として指摘したものは、次のとおりである。

健康福祉部

- (1) 児童保護費負担金の未収金（平成 1 2 年度決算額、6 4, 6 2 1, 7 2 0 円）について、関係機関とも連携を図りながら、その解消に努めるとともに、債権管理を適正に行うこと。

（福祉総合相談所）

- (2) 公衆電話番号料収入について、平成 1 1 年 1 2 月以降の収入調定がなされていない。適期に収入調定を行うこと。

（福祉総合相談所）

農政部

- (1) 果樹研究所においては、平成 1 2 年度について、「熊本県物品取扱規則の運用について（通達）」に基づいた生産台帳及び即売調書が作成されていない。また、収入調定がその都度なされず、「熊本県会計規則」に基づく現金出納簿への記入についても、年度末にまとめてされている。

（農業研究センター）

- (2) 阿蘇校舎については、平成 1 3 年度から学生が本校に統合され、利用されていない状況にもかかわらず、農業研究センターとの兼務で副校長と事務職員が配置されている。また、職員宿舎についても空き家となっている。

（農業大学校）

土木部

- (1) 港湾用地を使用していた法人の倒産により、撤去されないままに不法状態で残されている建物等がある。危険な状態にあるので、処分等について検討すること。

（港湾課、三角港管理事務所）

- (2) 臨港道路の路面及び側溝清掃の業務委託契約について、清掃車の損料が通常の方法で積算されているが、当該車両は県の所有であり、しかも無償貸与されているため、その分の積算額が過大となっている。

（八代港管理事務所）

教育委員会

(1) 「熊本県立美術館資料刊行会」に対し、たばこ自動販売機設置に係る行政財産使用許可を行っているが、当団体は役員全員が当美術館職員であり、当会の業務としている図録の作成、販売も美術館職員が行っており、また平成12年度の決算処理が行われておらず、団体としての実体はなく、行政財産使用許可の対象とすることは不適当である。

(2) 教職員住宅の入居者のうち、教職員住宅を生活の本拠としておらず、遠隔地にある自宅の住所地に基づいて、住居手当及び通勤手当が支給されている者がいる。
(県立美術館)

(総務企画課)

(3) 県の歳入歳出はすべて予算計上して執行するという、総計予算主義の原則が適用されているが、農業高校等の実習による生産品の売払い収入の一部について、収入調定が行われておらず、また、養護学校の作業学習に係る材料費及び成果品の売上収入の取扱いにおいても、不適切な点が見られたので、「熊本県会計規則」等に基づいて適正な運用に努めること。

(高校教育課、学校人事課、熊本農業高等学校、矢部高等学校、芦北高等学校、菊池養護学校)

(4) 県の管理に属さない民間アパートを大津高等学校の寄宿舎とみなし、教諭8人に対して舎監兼務手当を支給し、舎監室として当アパートの一室を借上げている。

(学校人事課)

(5) 県主催の会議への出張旅費等、県費で支出すべき経費について、育成会や青年会等の団体費から支出されているものがある。適正な執行を行うこと。

(米川高等学校、水俣工業高等学校、荜洋高等学校)

(6) 外国語指導助手が着任した際、教職員住宅が空いているにもかかわらず、前任者の借上げ宿舍を引き続き借上げている。教職員住宅の活用について検討する必要がある。

(大津高等学校、宇土高等学校)

○ 指導事項

なお、監査時において、備品購入の年度末への集中、使用されていない物品の処分、郵便切手の在庫量の適正化等に関して、是正又は改善を要する事項として指導を行った。

熊本県総務課長公報第108号

平成十一年四月から平成十三年一月までの間に実施した行政監査の結果に基づいて改善措置を、熊本県法第百六十九号、第十一項の規定により公表する。

平成十四年三月三十一日

熊本県総務課長 杉 田 和 久
副 長 中 田 泰 久
課 長 山 本 文 雄
課 長 見 玉 文 雄